

談合情報対応マニュアル等の改正について

平成 22 年 9 月 30 日国港管第 425 号
改正 令和 4 年 10 月 17 日国港総第 400 号
港湾局長から特定部局長あて

別添 2 談合情報対応マニュアル

第 1 通則

1 入札談合に関する情報の把握

(1) 職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

① 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

② 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(2) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があつた旨を副局長等（本官契約においては副局長等、分任官契約においては事務所長をいう。以下同じ。）へ報告するとともに、様式 1 により、委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(3) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、上記（2）により対応するものとする。

(4) 事務局は、上記（2）（上記（3）の場合を含む。）により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

2 公正入札調査委員会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点におい

ては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。

② 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。

③ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。

④ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

(2) 工事費内訳書のチェック

① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る積算内容を把握している職員をして、工事費内訳書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。

② 上記①の職員は、提出されているすべての工事費内訳書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった工事費内訳書とともに事務局へ提出するものとする。

(3) 技術提案書のチェック

① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る技術提案内容を把握している職員をして、技術提案書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。

② 上記①の職員は、提出されているすべての技術提案書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった技術提案書とともに事務局へ提出するものとする。

(4) 事情聴取

① 委員会は、上記(1)③により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、下記4(1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。

② 事情聴取の項目は委員会が決定するものとし、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、上記(2)及び(3)に基づく工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。なお、技術提案書のチェックの結果を踏まえ、入札前に事情聴取等の調査を実施しようとするときは、事情聴取項目に上記(3)に基づく技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

③ 委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。

(5) 談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

① 委員会は、上記(2)から(4)までの結果を総合的に考慮し、入札の執行(一部の

入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。)若しくは入札の取止め、落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否(以下「入札手続等の取扱い」という。)について審議するものとする。

- ② 委員会は下記第2の規定(入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、あわせて下記第3の規定)を踏まえて上記①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(6) 審議の内容に係る記録の作成

- ① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。
- ② 上記①の文書(審議に用いた資料並びに工事費内訳書及び技術提案書に係る電子データを含む。)は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

3 公正取引委員会及び警察庁への通報

(1) 通報の時期

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

(2) 通報の方法

- ① 公正取引委員会及び警察庁への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。
- ② 公正取引委員会への通報は、別紙1に定める公正取引委員会の窓口に対し、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式3-1により、その後の調査結果等に関する通報の際には様式3-2により、委員会が行うものとする。
- ③ 警察庁への通報は、様式4-2又は様式4-4により、大臣官房会計課が行うものとする。そのため、委員会は、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式4-1により、その後の調査結果等に関する報告の際には様式4-3により、大臣官房会計課(港湾局経由)へ報告するものとする。

(3) 通報後の対応

- ① 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察庁から協力要請があったときは、事務局又は港湾局総務課及び大臣官房会計課を窓口として可能な限り協力するものとする。

4 事情聴取の実施方法

(1) 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、本官契約においては委員会の複数の委員が実施するものとし、分任官契約においては副所長、品質管理課長等の複数の職員が実施するものとする。なお、必要に応じて補助者を置くことは差し支えない。
- ② 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報

管理を徹底するものとする。

(2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、原則として、競争参加資格確認申請書を提出した者（辞退者を含む）全員に対して行うものとする。なお、委員会が必要と認める場合には、その他の関係者に対しても事情聴取を行うことができる。
- ② ①の事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

(3) 事情聴取の実施時期

- ① 事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。
- ② 事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察庁へ通報した後に実施するものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

- ① 事情聴取の実施者は、事情聴取の対象者に対し、公正入札調査委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。
- ② 事情聴取の実施者は、事情聴取を終えたときは、様式5により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、これを事務局へ提出するものとする。

(5) 事務局の対応

事務局は、上記（4）②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

5 港湾局への協議等

委員会は、上記2（5）②により、入札手続等の取扱いに係る結論を得ようとするときは、あらかじめ、港湾局へ協議するものとする。

また、委員会は、談合情報の処理の過程において、港湾局と連絡を密にするものとする。

第2 調査結果を踏まえた入札手続等の取扱い

1 落札者決定前に談合情報を把握した場合

(1) 談合の事実があったと認められるときの対応

- ① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったと認められるとき（その疑義を払拭できないときを含む。）は、競争契約入札心得について（平成24年3月29日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号）の別紙の競争契約入札心得の準則（以下「入札心得」という。）第5条を適用し、関係する入札参加者を

入札に参加させず又は入札を取り止めるものとする。

② 上記①の場合、様式 3-2 及び様式 4-4 により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 10 条に規定する「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があると疑うに足る事実があると認められることから通知をあわせて行うものとし、大臣官房会計課（港湾局経由）に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

（2）談合の事実があったとは認められないときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、談合の事実があったとは認められないときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙 2）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙 3）を交付した後、入札を執行するものとする。

② 上記①の場合、様式 3-2 及び様式 4-4 により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

2 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

（1）明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、入札心得第 6 条第 1 項第 9 号を適用し、すべての入札者の入札を無効とするとともに、落札者の決定を取り消すものとする。

② 上記①の場合、様式 3-2 及び様式 4-4 により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、入札契約適正化法第 10 条に規定する事実があると認められることから通知をあわせて行うものとし、大臣官房会計課（港湾局経由）に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

（2）明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙 2）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙 3）を交付した後、落札者と契約を締結するものとする。

② 上記①の場合、様式 3-2 及び様式 4-4 により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

3 契約締結後に談合情報を把握した場合

（1）明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠

を得たときは、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を判断するものとする。

② 上記①の場合、様式 3－2 及び様式 4－4 により、公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

③ 上記①の場合、公正取引委員会に対しては、入札契約適正化法第 10 条に規定する事実があると認められることから通知をあわせて行うものとし、大臣官房会計課（港湾局経由）に対しては、当該通知の写しを報告するものとする。なお、重複する添付資料については適宜省略することができるものとする。

(2) 明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

① 事情聴取等の調査を実施した結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得られなかったときは、事情聴取の対象者全員から誓約書（別紙 2）を自主的に提出させるとともに、当該対象者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項（別紙 3）を交付するものとする。

第 3 外部有識者からの意見聴取

1 意見聴取の対象

(1) 委員会は、上記第 1 の 2 (5) ②において、談合情報の対象となっている案件について、入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、あらかじめ、下記 3 に定めるところにより、入札監視委員会（「入札監視委員会の設置及び運営について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官会第 1431 号・国官地第 27 号）に規定する入札監視委員会をいう。以下同じ。）の委員の中からあらかじめ局長等が指名する複数の者（以下「外部有識者」という。）からの意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行わなければならない。

(2) 委員会は、上記 (1) により意見聴取を行ったときは、当該意見聴取の結果を踏まえ、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

(3) 上記第 1 の 2 (6) の規定は、上記 (2) に係る審議に準用する。

2 外部有識者の指名等

(1) 局長等は、談合情報への確に対応するため、あらかじめ入札監視委員会の委員の中から外部有識者を指名しておくものとする。

(2) 外部有識者の数は複数名とし、それぞれの専門分野に偏りが生じないように配慮するものとする。

(3) 外部有識者が入札監視委員会の委員でなくなったときは、当該外部有識者に係る指名は、将来に向かってその効力を失うものとする。

3 意見聴取の運営

(1) 意見聴取の方法

① 事務局は、外部有識者に対して少なくとも次に掲げる事項を説明した後、談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに関して意見を聴取するものとする。

なお、外部有識者自身又は当該外部有識者の三親等以内の親族の利害に関係のある

案件については、当該外部有識者から意見聴取を行わないものとする。

ア 談合情報の対象となっている案件の概要

イ 談合情報の内容

ウ 事情聴取等の調査を実施した結果

エ 入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しないことが適当と判断した理由

② 意見聴取は、持ち回り等の適宜の方法で実施するものとする。

③ 事務局は、意見聴取に係る記録を作成し、委員会へ提出するものとする。

(2) 意見聴取の効力

上記2（3）に基づく指名の失効は、当該指名の失効に係る外部有識者から既に聴取している意見の効力に影響しないものとする。

第4 その他

(1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の6第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

(2) 入札監視委員会への報告

事務局は、入札談合に関する情報の内容、公正入札調査委員会の審議の状況、入札手続等の取扱い及び外部有識者の意見について、入札監視委員会の定例会議へ報告するものとする。

(3) 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、委員会事務局担当の課長等は必要がある場合には、委員会の長の指示により対応する。

なお、入札談合に関する情報等に関する他の行政機関の業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に入札談合に関する情報等を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察庁へ通報している旨を明らかにすること。

(4) 測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けへの準用

本マニュアルの規定は、測量及び建設コンサルタント等業務並びに物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けに係る入札談合に関する情報について準用する。